

## 令和7年4月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和7年4月11日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、  
榮恵、福永哲夫、齊藤進、松本誠一、  
松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、  
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、宮岡久美子、前田萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、松本 一幸委員、中津 芳春委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 1 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 2 号 農地法第3条の届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第5条の届出について
- (4) 議案第 1 号 農地法第3条の許可申請について
- (5) 議案第 2 号 農地法第4条の許可申請について
- (6) 議案第 3 号 農地法第5条の許可申請について
- (7) 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画承認申請について
- (8) 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）について
- (9) 議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (10) 議案第 7 号 最適化の推進に関する指針（案）
- (11) 議案第 8 号 令和7年度最適化活動の目標の設定等（案）について
- (12) 議案第 9 号 農業委員の辞任願の受理に対する諮問について

5. そ の 他

6. 閉 会

## ○報告第1号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第1号農地法第18条の規定による通知が4件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第1号農地法第18条第6項による届出を4件ご報告いたします。

申請番号1番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が1筆、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載の通りです。解約事由につきましては、耕作者変更のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。2ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は3ページになります。申請番号2番です。所在は北甘木地区。地目については農振地域内農用地区域外の畑が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、売買のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。4ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は5ページになります。申請番号3番です。所在は上島地区。地目については農振農用地及び農振地域内農用地区域外の田が10筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、経営規模縮小のための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。6ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は7ページになります。申請番号4番です。所在は上島地区。地目については農振農用地の田が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構を通した契約へ切り替えるための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載の通りです。8ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第2号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第2号農地法第3条の規定による届出が3件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。報告第2号農地法第3条の規定による届出を3件ご報告をいたします。

申請番号1番です。所在は上島地区。地目については田が5筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は10ページになります。申請番号2番になります。所在は上島地区。地目については田が6筆、畑が6筆の計12筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は11ページになります。申請番号3番になります。所在は上島地区。地目については田が4筆、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による権利移転となりますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○報告第3号 農地法第5条の届出について

(議長) 続きまして、報告第3号農地法第5条の届出が1件ございます。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は12ページになります。報告第3号農地法第5条の届出が1件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振地域外の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人・譲受人は記載の通りです。転用事由については駐車場となっております。

1 3 ページに位置図を載せております。

事務局から説明は以上でございます。

(議長) ただいま、事務局より報告のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

#### ○議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 1 号 農地法 第 3 条の規定による 許可申請が 4 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 1 4 ページになります。申請番号 1 番です。無償による所有権移転の案件です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては贈与による所有権の移転となっております。1 5 ページに申請地の位置図、1 6 ページに現地の写真を載せております。1 7 ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議長) 続きまして、申請番号 2 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は18ページになります。申請番号2番です。有償による所有権移転の案件です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。19ページに申請地の位置図、20ページに現地の写真を載せております。21ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委員) ありません。(委員一同)

(議長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員一同挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。

(議長) 続きまして、申請番号3番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は22ページになります。申請番号3番です。有償による所有権移転の案件です。所在は井寺地区。農振農用地の田が2筆、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載の通りです。申請事由につきましては売買による所有権の移転となっております。売買の価格は記載の通りです。23ページに申請地の位置図、24ページに現地の写真を載せております。25ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(議 長) 続きまして、申請番号4番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は26ページになります。申請番号4番です。使用貸借による権利の設定の案件です。所在は井寺地区。農振地域内農用地区域外の畑が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。貸主と借主については記載の通りです。申請事由につきましては使用貸借権の新規設定となっております。27ページに申請地の位置図、28ページに現地の写真を載せております。29ページをご覧ください。検討事項になります。地元農業委員の調査確認書により、全ての項目に NO と判断されていますので、問題ないと思われます。事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(委 員) ありません。(委員一同)

(議 長) それでは議決に移ります。賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員一同挙手)

(議 長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第2号 農地法第4条の許可申請について

(議 長) 続きまして、議案第2号農地法第4条の許可申請が1件ございます。  
申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は30ページになります。申請番号1番です。所在は上六嘉地区。農振地域内農用地区域外の畑が1筆、面積は記載のとおりとなっております。

申請人については記載の通りです。申請事由は宅地拡張となります。31ページに位置図、32ページに配置図兼排水計画図を載せております。雨水におきましては既設排水路への放流となります。33ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。・・・34ページに現地の写真を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります福永委員から報告をお願いいたします。

(福永委員) 3月28日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。  
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地の一部は平成29年2月に個人住宅として転用許可申請がされておりますが、今回申請された残地については、農地としての利用がなされておりました。今回、宅地拡張ということで、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いいたします、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項についての説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は35ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的については宅地拡張になります。農地区分と転用目的は適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障もないものと認められます。また、農地の利用の集積への支障もなしと認められます。よって、総合的に判断をした結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がありましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。  
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

### ○議案第 3 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請が 2 件ございます。

申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 36 ページになります。議案第 3 号農地法第 5 条の許可申請が 2 件ございます。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振地域内農用地域域外の畑が 2 筆、面積は記載のとおりとなっております。貸人と借人については記載の通りです。申請事由は個人住宅となります。37 ページに位置図、38 ページに土地利用計画図を載せております。給水につきましては井戸ボーリング、雨水におきましては浸透式集水桝の設置、生活雑排水につきましては公共下水道への接続となります。39 ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります私から報告をいたします。

(下田会長) 3 月 27 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第 2 種農地になると思われます。また、申請地は休耕地であり、農地としては利用されておりませんでした。西側と南側に農地がありますが貸人の所有であり、支障はないものと思われます。個人住宅ということですが、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) 資料は 40 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については個人住宅になります。農地区分と転用目的は適当、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性もあり、又周辺の農地等に係る営農条件への支障はなく、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) 続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) はい。資料は41ページになります。申請番号2番です。所在は北甘木地区。

農振地域内農用地区域外の畑が1筆、面積は記載の通りとなっております。譲渡人・譲受人については記載の通りです。申請事由は個人住宅への進入路となります。42ページに位置図、43ページに配置図を載せております。雨水におきましては自然浸透となります。44ページと45ページをご覧ください。始末書をご提出いただいております。一読いたします。…46ページに現地の写真を載せております。

事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります森嶋委員から報告をお願いします。

(森嶋委員) 4月3日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。

申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。申請地は、個人住宅への進入路として利用されており、農地としての利用はなされておりました。今回、追認案件として申請されており、周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当(だとう)なものと考えられます。委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、検討事項について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局) 資料は47ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地は第2種農地であり、目的は個人住宅への進入路となります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性は適当及び、農地利用の集積への支障はないと認められること等により、総合的に見て、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。

無ければ賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

(委員) はい。(委員一同)

#### ○議案第4号 農用地利用集積等促進計画承認について

(議長) 続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画の承認申請が5件ございます。申請番号1番から5番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は48ページになります。議案第4号農用地利用集積等促進計画の承認申請が4件ございます。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年6月1日から令和17年5月31日となっております。49ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は50ページになります。申請番号2番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が2筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年6月1日から令和17年5月31日となっております。51ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は52ページになります。申請番号3番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和7年6月1日から令和17

年５月３１日となっております。５３ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は５４ページになります。申請番号４番です。所在は上島地区。農振農用地の田が１筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和７年５月１日から令和１２年４月３０日となっております。５５ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は５６ページになります。申請番号５番です。所在は上島地区。農振農用地の田が４筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり。期間は令和７年５月１日から令和１７年４月３０日となっております。５７ページと５８ページに申請地の位置図を載せております。

事務局からは以上でございます。

（議長）ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見ご、質問ございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

（委員）（委員全員挙手）

（議長）ありがとうございます。挙手の結果、５件の案件について、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第５号 農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）について

（議長）続きまして、議案第５号農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）の承認申請が４件ございます。申請番号１番から４番につきまして事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますので、よろしく願いいたします。  
それでは、事務局より説明をお願いします。

（事務局）はい。資料は５９ページになります。議案第５号農用地利用集積等促進計画（更新・再配分）の承認申請が４件ございます。

申請番号 1 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 5 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日となっております。60 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 61 ページになります。申請番号 2 番です。所在は犬渕地区。農振農用地の田が 9 筆と農振地域内農用地区域外の田が 2 筆、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日となっております。62 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 63 ページになります。申請番号 3 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の更新、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日となっております。64 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 65 ページになります。申請番号 4 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人は記載のとおりです。利用目的については賃貸借権の再配分、借賃については記載のとおり。期間は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日となっております。66 ページに申請地の位置図を載せております。  
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんか。  
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、4 件の案件について、賛成多数で承認・可決いたします。

## ○議案第 6 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

(議長) 続きまして、議案第 6 号になります。資料は 68 ページになります。農業委員会の法令遵守の申し合わせ議決になります。

農業委員会は、「法により、公正・公平な職務に努めなければなりません」注意喚起のため、代表して、わたくしが朗読をいたします。

「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 7 年 4 月 11 日 嘉島町農業委員会

(議長) 以上でございます。

## ○議案第 7 号 最適化の推進に関する指針（案）について

(議長) 続きまして、議案第 7 号 最適化の推進に関する指針（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 70 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございません

か。

なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について

(議 長) 続きまして、議案第 8 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等 (案) について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 77 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決いたします。

#### ○議案第 9 号 農業委員の辞職願の受理に対するについて

(議 長) 続きまして、議案第 9 号 農業委員の辞職願の受理に対する諮問について、事務局より説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 81 ページをお開きください。

(資料に基づき説明)

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

なければ、同意いただける方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で同意することといたします。

本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は5月12日、月曜日の9時00分からを予定したいと思います。

それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和7年4月11日

会長 下 田 司

委員 松 本 一 幸

委員 中 津 芳 春